

お 知 ら せ

平成26年 1月29日
国土交通省中部地方整備局
入札監視委員会第二部会事務局

中部地方整備局入札監視委員会第二部会が第3回定例会議を開催 — 審 議 概 要 公 表 —

中部地方整備局入札監視委員会第二部会の平成25年度第3回定例会議を1月20日、中部地方整備局にて開催しました。

第二部会第3回定例会議では、発注工事等の中から抽出した5件の事案に係る一般競争の参加資格の設定等について審議を行いました。

入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、地方整備局長の委嘱に基づき設置された学識経験者等で構成する第三者機関です。

当該委員会では、中立・公正な立場で客観的に入札及び契約手続きについて審議を行い、意見の具申又は勧告を行います。

以下、審議概要についてお知らせします。

1. 日時及び場所

日 時：平成26年1月20日（月）13時30分～15時30分

場 所：中部地方整備局（丸の内庁舎） 会議室

2. 審議概要

別紙のとおり

3. 配 布

中部地方整備局記者クラブ

名古屋港記者クラブ

港湾新聞

港湾空港タイムス

日本海事新聞

海事プレス

4. 問い合わせ先

中部地方整備局総務部

契約管理官 宮戸 実

電話 052-209-6316(ダイヤル)

FAX 052-203-9738

別紙1

平成25年度 中部地方整備局 入札監視委員会第二部会

第3回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成26年1月20日(月) 中部地方整備局(丸の内庁舎)		
委員	[部会長] 矢野 和雄 (弁護士) 北野 利一 (大学院准教授) 横溝 大 (大学院教授)		
審議対象期間	平成25年7月1日～平成25年9月30日		
抽出案件数	総件数 5 件 審議案件は別紙1-2のとおり		
入札・契約方式	件数	工事名等	
工 事	一般競争入札 (政府調達適用)	1 件	別紙1-2のとおり
	一般競争入札 (政府調達適用外)	2 件	
	工事希望型競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	0 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルタント業務等 一般競争入札	1 件		
建設コンサルタント業務等 簡易公募型プロポーザル	0 件		
役務の提供等及び物品の製造等 一般競争入札	1 件		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙1-3のとおり	別紙1-3のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	意見の具申又は勧告はなし。		

別紙1-2 抽出案件一覧表

【工事】

(一般競争入札方式 : 政府調達に関する協定適用対象工事) 期間 平成25年7月1日～平成25年9月30日

工 事 名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
平成25年度 名古屋港外港地区防波堤(知多堤)改良工事(その2)	港湾土木工事	6	5	9月27日	あおみ建設(株)	1,193,325	89.1	

(一般競争入札方式 : 政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの) 期間 平成25年7月1日～平成25年9月30日

工 事 名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
平成25年度 伊勢湾海洋短波レーダー設置工事	通信設備工事	1	1	7月2日	名古屋通信工業(株)	36,015	91.8	
平成25年度 衣浦港中央ふ頭西地区岸壁(-12m)改良工事	港湾土木工事	1	1	8月30日	あおみ建設(株)	168,000	98.4	

【建設コンサルタント業務等】

(一般競争入札方式) 期間 平成25年7月1日～平成25年9月30日

業 務 名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	技術提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
平成25年度 四日市港道路(霞4号幹線)事業技術検討業務	建設コンサルタント等	1	1	9月25日	(一財)沿岸技術研究センター	9,450	96.0	

【役務の提供等及び物品の製造等】

(一般競争入札方式) 期間 平成25年7月1日～平成25年9月30日

業 務 名	業務分類	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
平成25年度 御前崎港ふじ中間検査修理	役務の提供等	1	1	7月17日	(株)ティーエムマリン	8,715	98.8	

別紙1-3 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1.報告事項についての審議概要		
報告事項		
項目	意見・質問	回答
①工事の入札方式別発注一覧 ②建設コンサルタント業務等の入札方式別発注一覧 ③役務及び物品の入札方式別発注一覧 ④指名停止措置等の運用状況 ⑤談合情報等 ⑥再度入札における一位不働状況 ⑦工事種別ごとの低入札価格調査対象工事の発生状況	なし	

2. 抽出案件の審議概要		
会議の審議対象案件は、当番の委員が入札契約方式別に事務所毎の審議実績及び地域性、事業種別毎を考慮したうえで無作為抽出したものである。		
抽出案件	意見・質問	回答
1. 一般競争入札(政府調達適用)		
平成25年度 名古屋港外港地区防波堤(知多堤)改良工事(その2)	高潮防波堤改良工事における技術提案テーマ設定の考え方を詳しく教えてほしい。	技術提案のテーマはすべて2項目で設定しています。1項目は、すべて共通で、濁り対策を設定しています。2項目は、鍋田堤が「充填の確認方法」、中央堤、知多堤が航路際の工事のため、「海上作業時における他の航行船舶との安全対策」、中央堤東が「中詰材の品質管理」としており、今回は品質管理としては同じですが、前回の課題を踏まえた形とし、順次テーマを変えて評価しています。
	落札者は価格も技術提案についても十分勉強してきたということか。	過去の経験を踏まえた入札額、技術提案であると考えられます。
	入札結果調書の無効は低入札か。調査基準価格付近の入札が多いことはどのように分析しているか。	無効3社は低入札でした。調査基準価格を下回った3社は過去にも参加しています。今回の工事は5本目の工事であり、以前の入札関係情報は情報公開を利用して収集されています。このため、各社とも落札するために精度の高い積算をして調査基準価格付近で応札していると考えられます。
	技術提案の得点はどのような状況であったのか。	落札者が最も高得点でした。なお、他社(入札無効となった社を除く)との得点差は、中詰材の品質管理の提案に対する評価について生じたものです。
	調査基準価格を僅かに下回った者はどのような評価だったのか。	作業中の濁り対策に関する技術提案「中詰材の落下・流出防止策」「汚濁水の流出防止策」「その他」それぞれの項目に対する有効な提案の有無により、落札者(28点)と調査基準価格を僅かに下回った者(22点)の間で評価差が生じました。

2. 一般競争入札(政府調達適用外)

平成25年度 伊勢湾海 洋短波レーダー設置 工事	想定業者数は何社であったか。 また、1社入札はどのような理由が考 えられるか。	12社参加可能と想定していました。 当局では、一般的なレーダーの製作又は設置の実績があれば施工可能と判断していたが、事業者側が、当局のシステムに精通していないと施工できないと判断し、敬遠したのではないかと考えられます。
	既存施設の設置業者と、今回の受注 者は同一か。	今回の受注者とは別の業者です。
	受注者は、同種実績を有すると想定 される者のリストに入っていないが何 故か。	受注者の実績工事は検索時に抽出されませんでした。受注者から提出された工事実績の資料には、レーダーの設置が明示されており、同種工事の実績を有することを確認しております。
	受注者の加算点が10点/40点と低い 理由は何か。	得点が低いのは、港湾空港関係の発注に係る工事成績や表彰、港湾空港関係に係る災害協定が無く、その部分の加算点が得られていないためであり、工事に支障はないと考えております。
	設計・製作と設置をまとめて1件で発 注を行うのは何故か。	仕様は性能で規定しており、設計・施工を一体化することにより、効率的な内容となるためです。
	本件は適正に処理された。	

3. 一般競争入札(政府調達適用外)

平成25年度 衣浦港中 央ふ頭西地区岸壁(- 12m)改良工事	設定した同種工事の要件で、何社参 加可能と想定していたか。	事前検索ではA等級33社、B等級14社、合計47社でした。
	競争参加資格申請者が2社と少ない のは何故か。	入札説明書をダウンロードした企業に確認したところ、要件を満たす技術者が他工事に従事していたため、参加申請しなかったという理由でした。 また、最近では公共事業や民間事業が複数発注されており、名古屋周辺の業者は半田市での工事をしなくても近隣で工事を受注できているのではないかと考えられます。
	落札率が高いことはどのような理由 が考えられるか。	業者にとっては、より大規模な工事の方が利幅が大きく魅力があるため、比較的規模の小さい本案件については自社の技術点が高いことを計算して、入札額を高めにしたことが考えられます。
	競争参加資格なしとされた企業の理 由は何故か。	本案件は、同種工事として、「棧橋または横棧橋型式の岸壁上部工において、場所打ちコンクリートを施工した実績」を求めています。 同社が提出した実績は、既設護岸の上部工であり、棧橋または横棧橋型式の岸壁ではないため、同種工事の要件を満たしておらず、参加資格無しと判断しました。
	本件は適正に処理された。	

4. 一般競争入札(建設コンサルタント業務等)

平成25年度 四日市港 道路(霞4号幹線)事業 技術検討業務	継続性が求められる業務で一般競争総合評価落札方式は馴染むのか。他の参加者が望めないのではないのか。	専門性が高いため過去は特命随契を行ってきたが、競争性の確保を考慮して公募随契、簡易公募型プロポーザル方式に移行し、今回はさらに一般競争総合評価落札方式に移行しました。過去には他者からの応募があった実績もあり、他の参加者が望めないことはありません。
	この業務の今後の入札方式はどのように考えているのか。	当該事業にかかる諸検討の実績の積み重ねにより、事業者からの提案を求める必要性が薄れたことにより、今後も一般競争を考えています。
	委員会と懇談会開催の実績を有する事業者が少ないのではないのか。	事前調査の結果では46社あり、少なくはないと判断しています。
	取りまとめ業務、懇談会業務を分けて発注することは出来ないのか。	過去からの付帯意見の内容を踏まえた上で懇談会での議論を取りまとめる必要があるため、検討内容を理解している必要があると分割するとデメリットが生じます。
	本件は適正に処理された。	

5. 一般競争入札(役務の提供等及び物品の製造等)

平成25年度 御前崎港 ふじ中間検査修理	競争参加資格の等級を広げているにも関わらず1社応札となっていることについて、どのような理由が考えられるのか。	まず、回航費の積算にあたっては、参加申請者のドックのうち、最も安価となる最寄りのドックの使用を前提に積算するため、遠方の者は競争力が落ちます。また、自社のドックのない者はドックを持っている者よりも競争力が落ちます。さらには、ドックが空いているか否かも関係してくると考えております。
	参加条件にある「航行区域内に修理施設を確保できる」条件を満たす者は、何社あるのか。	自社のドックを有する社は4社と想定しておりました。
	平成19年度の中間検査も、本案件と同じ者が受注していたのか。また、当時の応札者数は何社であったのか。	同じ事業者が受注しております。当時は指名競争で行っており、6社が応札しています。
	本件は適正に処理された。	

6. その他

	なし	
--	----	--